

JASPAR 会員規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人 JASPAR(以下、「当法人」という。)における会員に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次の通りとする。

(1) 知的財産権とは、知的財産管理規程第2条の定義による。

第2章 会員

(入会の審査)

第3条 当法人には、幹事会員、正会員、準会員および学会会員からなる会員組織を置き、運営委員会は以下の基準に従って審査し、入会の可否を決定する。

(1) 幹事会員

トヨタ自動車、日産自動車、本田技研工業、デンソー、豊田通商

(2) 正会員

当法人の目的に賛同する日本国内に本社また支社を置く法人、団体および機関であつて、カーエレクトロニクスおよび関連機器等の研究、開発、製造または販売に従事する者

(3) 準会員

当法人の目的に賛同する法人、団体および機関

(4) 学会会員

日本国内の大学その他の高等教育機関、研究機関若しくは研究者または標準化団体その他の公益若しくは非営利の団体(法人を含む。)であつて当法人の目的を達成するために有益と認められる者

2 前項に定める幹事会員のほか、理事会が特に承認する者を、幹事会員とする。

(入会)

第4条 正会員、準会員または学会会員として入会しようとする者は、別途定める入会申込書を事務局に提出し、運営委員会の承認を受ける。

2 法人または団体たる会員にあつては、法人または団体の代表者として、当法人に対して

その権利を行使する者(以下「責任者」という。)を定め、事務局に届け出る。

- 3 責任者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を事務局に提出する。
- 4 法人、団体および機関が他の法人の発行済み株式の全数を保有する場合、(以下、保有する法人を「親会社」、保有される法人を「子会社」という。)、別途定めるグループ企業参加申込書を会員企業が事務局に提出することにより、親会社および一または複数の子会社から構成される企業集団(以下「企業グループ」という。)は、一会員として取り扱う。
- 5 入会の申請を受理された法人、団体または機関は、第5条第1項の規程に定める会費を納付した日の属する暦月の翌月初日をもって会員たる地位を取得する。

第3章 会費等

(会費等)

第5条 会員が毎年納付すべき会費に関して次のように定める。

幹事会員 300万円

正会員 100万円

準会員 30万円

学会会員 会費なし

- 2 会費は入会する暦月に関係なく、全額を納付しなければならない。
- 3 正会員、学会会員が、ワーキンググループに参加する場合は、理事会が定める規則に従い、参加する一または複数のプロジェクト活動に要する経費として当法人に活動費を納付しなければならない。活動費の細目は別に定める。
- 4 既納の会費および活動費については、いかなる事由があっても返還しない。
- 5 理事会は、会費もしくは活動費の額またはその算定基準に関する規則を変更する場合は、当該変更の発効予定の30日前までに全ての幹事会員、正会員、準会員に変更案を送付する。なお、変更案の発送から発効予定日までの期間中に、幹事会員、正会員および準会員の半数以上から異議が表明されたときは、理事会は当該変更を行わない。

第4章 会員の権利義務

(会員の権利)

第6条 会員は、他の規程に定める他、次のような権利を有する。

(1) 幹事会員

- ① 幹事会、運営委員会および各ワーキンググループ(以下、「WG」という。)に参加し、意見を述べ、議決に参加することができる。
- ② 当法人活動によって生じた知的財産権およびその他の成果物を、別に定める知的財産管理規程および文書管理規程に従って、営利活動、研究活動などに使用することができる。

できる。

③ その他、当法人の活動状況の情報を受け取ることができる。

(2) 正会員

① 運営委員会および各ワーキンググループ(以下、「WG」という。)に参加し、意見を述べ、議決に参加することができる。

② 当法人活動によって生じた知的財産権およびその他の成果物を、別に定める知的財産管理規程および文書管理規程に従って、営利活動、研究活動などに使用することができる。

③ その他、当法人の活動状況の情報を受け取ることができる。

(3) 準会員

① 当法人活動によって生じた知的財産権およびその他の成果物を、別に定める知的財産管理規程および文書管理規程に従って、営利活動、研究活動などに使用することができる。

② その他、当法人の活動状況の情報を受け取ることができる。

(4) 学術会員

① WGに参加し、意見を述べることができる。

② 当法人活動によって生じた知的財産権およびその他の成果物を、別に定める知的財産管理規程および文書管理規程に従って、研究活動に使用することができる。

③ その他、当法人の活動状況の情報を受け取ることができる。

2 前項各号の権利は、譲渡することができない。

3 第1項各号の権利は、会員が退会または除名により会員たる地位を喪失した場合には消滅する。なお、消滅前に有していた権利および負担していた義務については、理事会が定める規則をもってその取り扱いを定める。

(会員の義務)

第7条 会員は、議決権その他の権利を誠実に行使し、当法人の目的を達成するために本会の運営に協力する義務を負う。

2 会員は、社員総会、理事会、幹事会、運営委員会およびワーキンググループその他の当法人における活動に際し、公正且つ自由な市場競争を制限または阻害するおそれのある行為をしてはならない。

3 会員は、公序良俗に反する活動をしてはならない。

第5章 資格の喪失

(退会)

第8条 会員は、退会の1か月以上前に当法人に対して退会の予告をすることにより、いつでも退

会できる。

2 前項の場合のほか、会員は次に掲げる事由により退会する。

- (1) 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である法人、団体または機関が解散したとき
- (2) 当該会員が第 3 条に定める基準を満たさなくなったとき
- (3) 除名されたとき

(除名)

第9条 会員が次の各号の一にでも該当するときは、理事会の決議により、代表理事がこれを除名することができる。

- (1) 当法人の名誉を傷つけ、または当法人の目的に違反する行為があったとき
- (2) 当法人の会員としての義務に違反したとき
- (3) 会費納入を怠り、理事会の督促後九十日を経過しても納付しないとき
- (4) ワーキンググループ等への参加が一切なく、実質的な活動を行っていないとき

2 前項に規定する理事会の決議の前に該当会員に弁明の機会を与える。

第6章 管理

(会員名簿)

第10条 当法人は、正会員、準会員および学会会員の氏名または名称および住所を記載した名簿を作成する。

2 名簿の管理については、事務局がこれを行う。

第7章 附則

(施行)

第11条 本規程は 2004 年 9 月 16 日から施行する。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、運営委員会の決議による。

改訂履歴

2005 年 4 月 1 日 (第 4 条 4 項 企業グループ定義の変更)

2005 年 9 月 1 日 (第 4 条 4 項 企業グループ申請制度追加)

2006 年 4 月 1 日 (第 6 条 4 項 企業グループの権利削除)

2006年7月1日（第3条1項 幹事企業の追加）
2009年4月1日（第1条 名称の変更）
2017年4月1日（第3条1項 幹事企業の変更）
2018年6月7日（第3条1項 入会審査機関の変更）
（第4条1項 入会承認機関の変更）
2021年1月1日（第3条1項1号 幹事企業名の変更）
（第3条1項2号 正会員審査基準の変更）
（第6条1項 幹事会員の項を新設）